

令和2年度（令和元年度交付）

財政援助団体等に関する監査結果報告書

犬山市監査委員

第1 監査の対象（令和元年度交付分）

【対象団体】

- (1) 公益社団法人 犬山市シルバー人材センター
- (2) 一般社団法人 犬山市観光協会

【対象補助金】

- (1) 犬山市シルバー人材センター運営費補助金
- (2) 犬山市観光協会運営補助金 及び 観光宣伝事業負担金

【所管部課】

- (1) 健康福祉部 高齢者支援課
- (2) 経済環境部 観光課

第2 監査の期間

令和2年9月10日から令和2年10月29日

第3 監査の場所

公益社団法人 犬山市シルバー人材センター
一般社団法人 犬山市観光協会
監査事務局

第4 監査の方法

令和元年度における市が交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、目的に沿って事務事業が適正に実施されているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

また、所管部局に対しては、当該団体に対する指導監督が適切になされているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

第5 対象団体の概要

(1) 公益社団法人 犬山市シルバー人材センター

法人名称	公益社団法人 犬山市シルバー人材センター
事務所所在地	犬山市松本町二丁目7番地
設立の目的	定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。
設立年月日	昭和57年10月1日（平成24年4月1日 公益社団法人へ移行）
主な事業	<p>(1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業</p> <p>(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための職業紹介事業及び労働者派遣事業</p> <p>(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業</p> <p>(4) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談を行う事業</p> <p>(5) 高齢者の安全かつ適正な就業を促進するために事故防止の啓発等を行う事業</p> <p>(6) センターの活動等について周知を図る事業</p>
補助金名称及び補助金額	<p>犬山市シルバー人材センター運営費補助金 14,646,942円</p> <p>犬山市シルバー人材センター運営費補助金(シルバー農業事業分) 11,106,058円</p>

(2) 一般社団法人 犬山市観光協会

法人名称	一般社団法人 犬山市観光協会	
事務所所在地	犬山市松本町四丁目 21 番地	
設立の目的	犬山市及びその周辺地域の自然、景観、文化・歴史、産業・技術などの資源を活用し、観光事業の振興を図るとともに犬山市の魅力を高め国内外の人々との交流を促進し、もって地域文化の維持発展及び地域産業の発展向上に寄与する。	
設立年月日	昭和 29 年 4 月 1 日 (平成 26 年 8 月 6 日 一般社団法人へ移行)	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光思想の普及徹底 (2) 観光客の誘致及び観光宣伝 (3) 観光資源の保護、保存、開発及び利用の促進 (4) 観光地の美化及び浄化 (5) 観光関係諸施設の整備及び改善の促進 (6) 観光関係機関との連絡及び調整 (7) 観光に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供 (8) 観光特産品の開発、宣伝、販売促進及びその支援 (9) その他本協会の目的を達成するための必要な事業 	
補助金名称 及び補助金額	犬山市観光協会運営補助金	25,809,705 円
負担金名称 及び負担金額	観光宣伝事業負担金	12,500,000 円

第6 監査の結果及び意見

【総括意見】

- ① 補助金等の額の適確性については、繰越金の多寡によってのみ判断すべきものではないと考えるが、補助の必要性・公平性等の観点から補助金等の額の積算根拠を明確にし、説明責任を果たせるよう今一度十分な検証が望まれる。
- ② 補助金・助成金等は、団体の事業活動の推進、運営及び育成を図ることを目的としているが、財政状況の厳しい折、公金の合理的かつ効果的な運用を推進するために、従来からの補助金交付団体に継続的な補助を行うのではなく、交付の目的、必要性、有効性、効率性を考慮し、成果及び効果が充分得られているかを検証する必要がある。

(1) 公益社団法人 犬山市シルバー人材センター

令和元年度における公益社団法人 犬山市シルバー人材センターへ交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管部局の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善、是正を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、その措置を講じられたい。また、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

〈公益社団法人 犬山市シルバー人材センターに対して〉

【指摘事項】

- ① サービス提供に伴う受託事業の滞納未収金については、令和2年10月時点で、180万円を超える金額となっており、中には1年以上未納であったにも関わらず、サービス提供を継続していたケースもあり、怠慢な経営管理であった。これらの滞納未収金を発生させないために、具体的な行動指針を定めた債権管理に関する内規等を整備し、未収金回収の仕組みを構築されたい。また、最も多額の滞納者においては、95万円を超える滞納金額となっているため、今後、法的措置等も視野に入れ早期に徴収業務にあたられたい。
- ② 農業事業のトマト栽培については、公益目的事業として行っているとのことだが、年度当初には収益及び費用に関する目標値を立て、利益計画を作成されたい。さらに、計画値との比較分析のうえ、損益の状況について随時検証を行われたい。

- ③ 収穫物の卸業者への納品方法や請求方法については多種多様で、納品数、返品数及び請求額との突合が書類で適正に管理されていない状況が見受けられた。伝票の番号管理をする等により、一連の処理が明瞭となるよう改善されたい。また、卸業者から返品されたトマトの取扱いについても、決裁行為等により処理過程を明瞭にされたい。
- ④ トマト販売用のパック容器及び商品名表示シールについては、たな卸しを行っておらず、ストック数等を把握できていない状況であった。在庫管理を適正に行う体制を整備されたい。
- ⑤ 農業事業の開始に伴い、国及び市から多額の補助金が投入されており、今後もシルバー人材センターの独自事業としてトマト栽培事業の存続が期待されるころではあるが、現状の赤字経営が継続していくと状況次第では事業廃止も懸念される。今後、経年劣化に伴う設備修繕及び取替等に必要となる設備資金についても考慮のうえ、事業存続に向けた資金計画及び資金積立を遂行されたい。

〈高齢者支援課に対して〉

【指摘事項】

- ① シルバー人材センター職員の給与については「犬山市職員の給与に関する条例」を準用しており、職員の人件費は市補助金により賄われている。また、退職手当については、シルバー人材センターが加入している「全国社会福祉団体職員退職積立基金」及び「愛知県民間社会福祉事業職員共済会」の基準により掛金及び退職手当の支払いがされているが、これら退職積立基金及び共済会に対する掛金にも市補助金が充当されている。しかし、同条件の市職員が退職した場合の退職手当額と比較すると、シルバー人材センター職員は市職員を大幅に上回る退職手当を受給していることから、補助金の適正な積算について検証されたい。
- ② シルバー人材センター職員及びパート職員は、全国シルバー人材センター厚生年金基金（令和元年9月以降は企業年金基金に移行）に加入していることにより、将来、老齢基礎年金と老齢厚生年金に加え、プラスアルファ分の基本年金及び基金独自の加算年金（又は一時金）を受け取ることができることとなっている。これらの掛金については、本人掛金に加え、シルバー人材センターが事業主負担分として年間約150万円を法定福利費により支払っており、その費用は補助対象経費として実質、市が負担している。基金への加入及び市費負担の必要性について改めて検討されたい。

- ③ 市の補助金ガイドラインにおいて、人件費補助の場合の考え方として、補助対象者の昇給等により補助金額を増額する場合は、人事評価を実施する等して目標の達成状況を明らかにするとともに、増額後の金額に見合うよう目標の再設定を行うこととされているが、人事評価等は実施していないとのことであった。補助金ガイドラインに沿った運用となるよう改められたい。
- ④ 申請書類及び実績報告書類の提出があった際には、これらの数値の適正が確認できる資料の添付を求める等により、対象事業の検証や対象経費の適確な算定等に引き続き留意し、根拠資料による証明力を高められたい。

(2) 一般社団法人 犬山市観光協会

令和元年度における一般社団法人 犬山市観光協会へ交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管部局の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善、是正を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、その措置を講じられたい。また、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

〈一般社団法人 犬山市観光協会に対して〉

【補助金関係 指摘事項】

- ① 職員が出張から帰着後に作成する出張復命書の様式は、職員出張旅費規程に定めがなく、職員によって復命内容にばらつきがある。特に、観光協会においては遠方や海外等の出張も多々あることから、出張内容や出張による成果・効果等が明らかとなるよう出張復命書の様式は統一し、作成にあたっては出張者ごとに詳細に記入する旨考慮されたい。
- ② 観光案内所及び犬山城登閣券売所等に自家用車で通勤しているパート職員等から徴収している駐車料金について、観光協会では一律月額3,000円を徴収することとしているが、実際には通勤手当額が上限となっており、通勤手当が3,000円に満たない場合は、通勤手当と同額を駐車料金として徴収しているケースが見受けられた。公平性の観点から適正な料金を徴収するよう見直されたい。

- ③ 理事会及び総会の議事録を作成しているものの、決議事項及び協議事項に対する意見、発言内容の記載がなく、どのような協議がなされたのか不明で、議事録の体裁を成していないものであった。理事会等において誰からどのような内容の発言があったのか、またどのような審議がされたのか後々確認できるよう、議事録として必要な事項について、詳細に記録し保存されたい。
- ④ 職員が時間外労働をした際の割増賃金の算出において、職員就業規則と整合性がとれておらず、規則に沿った運用がされていないケースが見受けられた。規則に合致した運用をされたい。
- ⑤ 職員の退職手当積立金については、資産として現金預金に含み計上しているが、実際の積立金の額は明確となっていない。退職手当積立金として正確な金額を算出のうえ、退職手当の補填分として加入している養老保険積立金の給付額を差し引いた金額を決算書上、特定資産として区分表示されたい。

【負担金関係 指摘事項】

- ① 観光協会職員が出張する際に経費として支出している品代(手土産代)の領収書には、内訳明細が記載されておらず、合計額のみで領収書となっているため、何を誰に対して購入したか、個数等も含めた詳細を明確にされたい。
- ② 出張先において観光協会職員が飲食を伴う会議等に参加し、高額な食事代を経費として支出しているケースが散見された。職員が自ら飲食する費用については、市民等が納得できる場合に限られるため、社会的批判を招くことのないよう厳正に判断されたい。
- ③ 観光協会職員が出張で中部国際空港を利用する際、自家用車を自宅近くの駅周辺に停めておく駐車料金及び電車の特急座席指定料金を経費として支出している。また、出発の起点を勤務地(犬山駅)ではなく、自宅の最寄り駅から旅費計算している等、市では通常認められない費用を経費に含めているケースが見受けられた。旅費計算に係る具体的な運用規定を整備する等により早急に是正されたい。
- ④ 海外出張による宣伝効果については、多額の負担金が投入されているにも関わらず、外国人観光客の増加に繋がる等具体的な数値が明瞭でなく、費用対効果が十分に検証されていない状況である。渡航経費を税金から支出する以上、単なる賑わい創出に留まらず、外国人観光客誘致による経済的波及効果を高め、採算性の観点から市民の十分な理解が得られるよう考慮されたい。

〈観光課に対して〉

【指摘事項】

- ① 市の補助金ガイドラインにおいて、人件費補助の場合の考え方として、補助対象者の昇給等により補助金額を増額する場合は、人事評価を実施する等して目標の達成状況を明らかにするとともに、増額後の金額に見合うよう目標の再設定を行うこととされているが、人事評価等は実施していないとのことであった。補助金ガイドラインに沿った運用となるよう改められたい。

- ② 申請書類及び実績報告書類の提出があった際には、これらの数値の適正性が確認できる資料の添付を求める等により、対象事業の検証や対象経費の適正な算定等に引き続き留意し、適切な指導監督を行うよう取り組まれたい。